

広島県告示第二百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
堀越一丁目七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
広島市南区	堀越一丁目	二二番一 三四番 三二二番一	標柱一号、二号及び 五号から七号まで 標柱三号 標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
重岩地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和五十一年十二月十七日広島県告示第九百四十号（以下「告示A」という。）と昭和五十九年七月三十日広島県告示第七百四十三号（以下「告示B」という。）で指定した土地に添って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Bで指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存し、標柱九号は告示Aで指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

郡 市	町	字	地 番	標 柱 番 号
呉市	音戸町	早瀬二丁目	六〇〇三番一 五九八五番 五九八〇番一 六〇一六番一 六〇一七番	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号 標柱五号

六〇八八番	六〇八一番二	六〇六三番二地先道路敷	六〇六五番四
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号